

千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、市民局の所管に係る各種修繕及び業務委託（以下「業務委託等」という。）に関し必要な審査を行うため、千葉市市民局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を市民局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、1件当たりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上（ただし、単価契約及び契約期間が複数年度にわたる契約においては、契約期間中の執行予定額の総額とする。）の業務委託等に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関する事。
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関する事。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関する事。
- (4) 企画競争により行う理由及び参加資格要件の設定に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、業務委託等に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次に掲げる事項については、審査しない。

- (1) 「千葉市決裁規程の運用について（依命通達）」に掲げられた施行決定を省略する場合
- (2) 他局に契約の執行を依頼する場合
- (3) 別途審議会等により前項の規定による審査と同等の審査を行った場合
- (4) 市民局業務委託希望型指名競争入札実施要綱第8条により通常の指名競争入札を実施する場合

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員を以って組織する。

(職務)

第4条 審査会の委員長は、会務を総理する。

- 2 審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは、市民自治推進部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議案となっている契約案件を所管する委員は、当該案件に係る議決に参加することができない。
- 4 委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。
- 5 委員長は、審査に必要なときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市民局市民自治推進部市民総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（千葉市市民局入札参加資格等審査会委員名簿）

	所 属	職 名
委 員 長	市民局	局 長
委 員	市民自治推進部	市民自治推進部長
	生活文化スポーツ部	生活文化スポーツ部長
	市民総務課	市民総務課長
	市民総務課	総括主幹
	文化振興課	文化振興課長